

江南市農業委員会議事録

別紙の件付議のため、平成29年1月24日午後1時30分より市民文化会館2階特別会議室にて江南市農業委員会を会長招集する。

出席委員

- | | |
|---------|----------|
| 1 古田みちよ | 2 杉本俊人 |
| 3 齊木勝次 | 4 丹羽昭彦 |
| 5 藤岡和俊 | 6 野呂浩伸 |
| 7 大脇敏彦 | 8 中西孝明 |
| 9 宮地友治 | 10 伊藤十代司 |
| 11 小沢捨雄 | 13 鶴見道秋 |
| 14 稲山久男 | 15 永井弘海 |
| 16 鈴木 孝 | 17 掛布吉根 |
| 18 沢田正隆 | 19 岩井孝之 |
| 20 福田松久 | |

開 会 午後1時30分

会長（古田みちよ）議長席に着き、出席者19名を確認し会議の成立を告げる本日の議事録署名者に6番野呂委員、17番掛布委員を指名し議事に入る。

議 長（会長） あいさつ。

それでは、只今より、農業委員会総会を開催します。

本日の出席委員は19名です。これにより在任委員の過半数の出席を満たしております。従いまして本会議は成立いたします。

日程第1、本日の議事録署名者は、6番野呂委員、17番掛布委員にお願いします。

続きまして、日程第2、議案第1号「農地法第4条の規定による許可申出書意見決定について」を議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局

2ページをお願いします。受付番号1番、2番の2件の申請です。

受付番号1番は自己用住宅の建築、2番は太陽光発電設備の設置申請でございます。

農地の区分につきましては、別表農地転用許可判断基準にありますように、受付番号1番は、街区に占める宅地の割合が40%を超えておりますので、第3種農地と判断されます。受付番号2番の申請につきましては、第2種農地と判断されます。また、受付番号に※がございます2番につきましては、昨年5月の農業委員会で農業振興地域整備計画変更に伴う意見決定がなされた案件でございます。

第2種農地の許可判断基準の理由としまして、受付番号2番につきましては、申請者は、太陽光発電にて電力供給することによる社会貢献や、兼業により所有農地の管理不足であることから、太陽光発電設備の設置を計画しました。

土地の選定にあたりましては、申請者は、自己所有地及びその他近隣の土地において条件に適った土地を検討した結果、本申請地である自己所有地に設備の設置を計画しました。

申請地は、自宅に近いことから管理がし易く、日照条件が整っており、なによりも申請者の希望である遊休農地の有効活用が叶う最適地であります。他に代替する土地はなく、この土地しか在りません。

立地基準及び一般基準としまして、別紙農地転用許可判断基準のとおりでございます。許可できると判断されます。

以上でございます。

議 長

事務局の説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議 長

ご意見・ご質問もないようですので、承認決定してよろしいか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

それでは、議案第1号「農地法第4条の規定による許可申請書許可決定について」を承認決定といたします。

続きまして、日程第3、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請書意見決定について」を議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局

4ページをお願いします。受付番号1番から10番までの10件の申請です。

受付番号1番、2番は分家住宅の建築、受付番号3番は店舗の建築、受付番号4番は資材置場の設置、5ページ受付番号5番、6番は駐車場の設置、受付番号7番から6ページ9番までは太陽光発電設備の設置、7ページ受付番号10番は砂利採取場としての利用するための一時転用の申請でございます。

農地の区分につきましては、別表農地転用許可判断基準にありますように、受付番号1番から5ページ6番、6ページ8番は、街区に占める宅地の割合が40%以上であるので第3種農地と判断されます。5ページ7番と6ページ9番の申請につきましては、第2種農地と判断されます。

また、受付番号に※がございます5ページ7番と6ページ9番につきましては、昨年8月の農業委員会で農業振興地域整備計画変更に伴う意見決定がなされた案件でございます。

第2種農地の許可判断基準の理由としまして、受付番号7番につきましては、申請者は、太陽光発電での電力供給による環境配慮及び社会貢献や、土地の有効活用が図られ将来的な収益が見込めることから、太陽光発電設備の設置を計画しました。

土地の選定にあたりましては、申請者は、自己所有地及びその他住所地周辺の土地において太陽光発電設備の設置に適した土地を探した結果、本申請地を一部借り受け、設備の設置を計画しました。

申請地は、自宅から近いため、日常の管理が容易で、地積・形状・日照条件が共に揃っており、太陽光発電設備を設置するには最適地であります。他に代替する土地はなく、この土地しか在りません。

受付番号9番につきましては、申請者は、自然エネルギーによる地球温

暖化防止への環境配慮や、将来的な収入の確保から、太陽光発電設備の設置を計画しました。

土地の選定にあたりましては、申請者は、住所地周辺の土地において太陽光発電設備の設置に適した土地を探した結果、本申請地に設備の設置を計画しました。

申請地は、自宅に隣接しているため、日常の管理が容易で、地積・形状・日照条件が共に揃っており、太陽光発電設備を設置するには最適地であります。他に代替する土地はなく、この土地しか在りません。

立地基準及び一般基準としまして、別紙農地転用許可判断基準のとおりでございます。許可できると判断されます。

以上でございます。

議 長

事務局の説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問はありませんか。

岩井委員

受付番号6番について、申請地周辺は浸水被害のある場所です。今回、転用面積が500㎡を超えていますが、特定都市河川浸水被害対策法に該当するでしょうか。

事務局

転用面積が500㎡を超えていますが、申請地は特定都市河川浸水被害対策法の新川流域ではありません。

議 長

その他、何かご意見・ご質問はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長

ご意見・ご質問もないようですので、承認決定してよろしいか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

それでは、議題第2号「農地法第5条の規定による許可申請書意見決定について」を承認決定といたします。

続きまして、日程第4、「諸般の報告」に移らせていただきます。事務局よ

り説明をお願いします。

事務局

9ページ①でございます。受付番号90番から12ページ104番までの15件でございます。全ての届出につきまして、権利の種類は所有権で、権利を取得した事由としまして相続でございます。

13ページ②でございます。受付番号18番、19番の2件でございます。18番の転用計画としましては共同住宅を建築したもの、19番の転用計画としましては学童保育所を建築するものです。

14ページ③でございます。受付番号72番から74番までの3件の届出です。番号72番は、賃借権を設定し、駐車場として利用しているもの、番号73番は、所有権を移転し、住宅を建築するもの、番号74番は、賃借権を設定し、学童保育所を建築するものです。

15ページ④でございます。受付番号27番、28番の2件です。番号27番は、願出土地の河野町に居宅が1棟、工場が1棟、物置が1棟、及び農家住宅が1棟 現在あり、番号28番は、願出土地の松竹町に居宅が2棟、及び物置が1棟現在あり、現況が農地以外であることを証明するものであります。

16ページ⑤でございます。受付番号3番の1件でございます。尾崎町の畑2筆合計254㎡を平成28年9月に受理を受け転用する予定でありましたが、願出者の都合により受理の取消を行ったものです。

17ページ⑥でございます。受付番号17番の1件です。昨年10月の農業委員会で農地競売に伴う買受適格証明がなされた案件について、買受適格証明をした■■■■様が競売で落札され、農地法第3条の許可申請書が提出されました。内容につきましては買受適格証明を行う時に農業委員会で審査していただいておりますので、申請を受け付け、許可したものでございます。

内容は議案書記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局先決により受理いたしました。

以上でございます。

議 長

事務局の説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問はありませんか。

議 長

無いようですので、続きまして、日程第5、「その他」に移ります。事務局何かありますか。

事務局

まず、農地意向調査の報告についてです。11月の農地基本台帳発送時に農地の貸し出しについて意向調査を行いました。集計した結果、中間管理機構を通じて農地を貸し出したいと考えている方は305名おり、その筆数は1,152筆、面積は約42haでした。この結果を受け、貸し出したいと考えている方に中間管理機構のご案内、貸付申込書を順次発送し、担い手への集積を進めていきます。

次に、農業分野における女性活躍推進セミナーの開催案内が来ております。プログラムの内容は事例報告と講演になりますが、詳しくはチラシをご覧ください。参加は直接個人での参加となりますが、参加人数の把握のため、出席される方は今月末までに事務局までご連絡下さい。

最後に、次回の予定は、平成29年2月21日（火）午後1時30分から場所は市民文化会館 特別会議室でございます。以上です。